

みんなの疑問 Q&A

まだ18歳になっていないけれど、特定の政治家の選挙を応援してみたいな



選挙運動とは、ある特定の候補者や政党に投票するよう他人に促す行為のことだね。できる期間や方法が決まっているので、ルールを守ってやらなければならないんだ。注意したいのが、**18歳未満の人は選挙運動ができません**ってこと。インターネットなどで知らぬうちに選挙運動をしてしまわないように注意しよう。

卒業後に引っ越しけれど、投票ってできるのかな



投票するためには、住んでいる区市町村の選挙人名簿に登録されていなければならないんだ。名簿に登録されるには、登録の日までに引き続き**3か月以上その区市町村の住民基本台帳に登録されていなければならない**。引っ越ししたら、住所変更の届け出を忘れずにしよう！※3か月に満たなくても、前住所地での住民記録が3か月以上あれば、前住所地で選挙人名簿登録され、投票も前住所地でできるよ。

だれに、どこに投票したらいいのかな？ どう選べばいいか・・・



テレビ、新聞、インターネット、SNS等で、候補者の個々の情報がたくさん載っているのを調べてみよう。特に、**選挙公報**には、各候補者の伝えたいことやマニフェストが載っているので、ぜひ一度読んでみて。選挙の直前には選挙管理委員会のホームページにも掲載され、当日投票所にも置いてあるよ。

選挙に行く前に大切なことーそれは、情報をより多くの媒体から集め、考えること。日ごろから政治や社会のしくみに関心を持つことで自分ひとりでは気づかなかったことや見えてくるものがたくさんあるはずだね。

新宿区選挙管理委員会

twitter

https://twitter.com/shinjuku_senkan

ホームページ

<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index10.html>



選挙必携 虎の巻

～はじめての選挙～入門書



18歳	投票	選挙の種類
情報収集	選挙運動	Q&A

新宿区選挙管理委員会

選挙権は18歳から!

「選挙権」とは、わたしたちの代表を選挙で選ぶことができる権利のこと。

公職選挙法という法律が改正されて、平成28年の参議院議員選挙から、**満18歳以上**の日本国民が投票できるようになったんだ。みんなは投票することで、有権者として意見を言うことができるよ。

これまでの選挙権の歴史や18歳に引き下げられた背景を知れば、みんなが手にする一票の重みがわかるので、この機会に調べてみよう!

⚠️ 選挙で投票するには、「選挙人名簿」に登録されている必要があるよ。

選挙人名簿ってなんだ?

選挙権のある人をあらかじめ登録しておいて、選挙の時に本人確認をするための名簿のこと。年に4回の定時登録と、各選挙の告示日の前日に行われる選挙時登録で登録されるよ。選挙権がある人でも、この名簿に登録されていなければ投票できないよ。



詳しくはQ&Aをみてね

おやくそく 選挙の原則

選挙が公正に行われるように、選挙を行う上での基本原則が憲法に定められているんだ。

- 1 普通選挙** 財産、納税額、性別などによって**選挙権に差別を設けない制度**を保障する
- 2 平等選挙** 性別や社会的身分などで差別されることなく、**一人ひとりの選挙権の内容は平等**である
- 3 秘密選挙** 誰がどの候補者や政党に投票したかどうかわからないように、**有権者の投票の自由**を担保する
- 4 自由選挙** 誰にも干渉されず、**自分の判断で自由に投票**できる
- 5 直接選挙** 自分たちの代表は自分たちで**直接選ぶ**という選挙の仕組みが規定されている

選挙の種類

選挙には、国の選挙、都道府県の選挙、区市町村の選挙などたくさん種類があるんだ。選挙によって、投票用紙の書き方や立候補できる年齢が異なってくるよ。

衆議院議員選挙・参議院議員選挙

衆議院議員選挙

任期は4年、解散があればその都度選挙

小選挙区選出

各選挙区で最も多く得票した人が当選

比例代表選出

全国を11の選挙区(ブロック)にわけて行われるよ。政党の得票数に比例して議席が配分され、その政党の候補者名簿の順位が上位の人から当選が決まる。(⇒拘束名簿式)
同じ候補者が、小選挙区と比例代表に重複して立候補できるよ。(⇒重複立候補制)

参議院議員選挙

任期は6年、議員の半数を3年ごとに改選

選挙区選出

選挙区で、得票数の多い順に当選者を決定

比例代表選出

全国を1つの選挙区として行われるよ。各政党の得票数(個人名票+政党名票)に比例して議席が配分され、その政党の候補者名簿の個人名得票の多い順から当選者が決まる。(⇒非拘束名簿式)



都道府県 知事選挙・議会議員選挙

都道府県知事選挙

任期は4年
最も多く得票した人が当選

都道府県議員選挙

任期は4年
各選挙区にわけ、それぞれの選挙区で得票数の多い順に当選者を決定



区市町村 長選挙・議会議員選挙

区市町村長選挙

任期は4年
最も多く得票した人が当選

区市町村議員選挙

任期は4年
選挙区で得票数の多い順に当選者を決定



How to 投票？

投票日当日、投票所についたら何をしたらいいの？
あらかじめ流れを知っていれば、緊張しないね！



選挙前のある日

投票所整理券が

郵送で届く

投票日当日

投票所整理券に記載されている投票所へ行く。

(投票所整理券がない場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できるよ)

午前7時～午後8時



投票所内は、以下のルートで移動しよう！

- ①「名簿対照係」(受付)で整理券を出す
(忘れた場合は、名前を言って忘れたことを伝えよう。)
- ②「用紙交付係」で投票用紙を受け取る
- ③「投票記載台」で投票用紙に記入する
- ④「投票箱」に投函



初めて入ると
厳肅な雰囲気、緊張し
ちゃかもしれない。
でも、案内係がいるから
安心して投票しよう！

投票用紙の書き方

衆議院議員選挙

新 宿 ○ 男	△ △ 党
小選挙区	比例代表

参議院議員選挙

新 宿 □ 子	新 宿 ○ 夫	また は ○ ○ 党
選挙区	比例代表	

都知事・都議・ 区長・区議の選挙

新 宿 □ 美

もし間違えて書いたときは、
二重線を引いて書き直せば
大丈夫だよ！

当日、投票できない場合

投票日前に投票することができる様々な投票制度があるから、自分にあった方法を調べて利用しよう！

期日前投票

投票日に、仕事や旅行等の予定がある人は、期日前投票所で投票ができるよ。できる場所や期間、時間が当日の投票所とは違うから注意してね。

不在者投票

選挙期間中に、出張や旅行等で区外に滞在している人は、その滞在地先の不在者投票記載場所で、投票日前に投票ができるよ(投票用紙を自分で請求し、決められた期間・場所で投票するよ)。

郵便等投票

一定の等級の身体障害者手帳を持っている人や介護保険の要介護5の認定を受けている人は、住んでいる区市町村の選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、自宅等で投票ができるよ。

在外投票

国の選挙(衆議院・参議院)については、仕事や留学等で海外に居住している人が自分で申請すると投票できる在外選挙人制度があるよ。
(海外住所地に3か月以上居住すると登録可)